○九州地方整備局告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十五日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　伊万里都市計画道路事業三・三・三号大坪木須線

三　事業施行期間　自平成二十五年四月十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　佐賀県伊万里市松島町地内

使用の部分　佐賀県伊万里市松島町地内

○九州地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十五日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千二百一号夜須都市計画及び筑紫野都市計画下水道事業宝満川上流流域下水道

三　事業施行期間　自平成六年四月十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十五日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第二百七十三号小郡都市計画及び筑紫野都市計画下水道事業宝満川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和六十年三月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官庁報告

官庁事項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成25年４月15日に、平成25年４月15日に施行される事業の区分「水道メーター第一類（水道メーターのうち、定格最大流量が８立方メートル毎時以下のものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成20年２月21日に制定した事業の区分「水道メーター第一類（水道メーターのうち、最大定格流量が８立方メートル毎時以下のものを製造する事業）」についての細目を平成25年４月14日限り廃止するので公示する。

平成 25 年４月 15 日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成25年４月15日に、平成25年４月15日に施行される事業の区分「水道メーター第二類（水道メーターのうち、定格最大流量が８立方メートル毎時を超えるものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成20年２月21日に制定した事業の区分「水道メーター第二類（水道メーターのうち、定格最大流量が８立方メートル毎時を超えるものを製造する事業）」についての細目を平成25年４月14日限り廃止するので公示する。

平成 25 年４月 15 日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成25年４月15日に、平成25年４月15日に施行される事業の区分「温水メーター（温水メーターを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成20年２月21日に制定した事業の区分「温水メーター（温水メーターを製造する事業）」についての細目を平成25年４月14日限り廃止するので公示する。

平成 25 年４月 15 日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成25年４月15日に、平成25年４月15日に施行される事業の区分「圧力計第一類（アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成８年４月１日に制定した事業の区分「圧力計第一類（アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を製造する事業）」についての細目を平成25年４月14日限り廃止するので公示する。

平成 25 年４月 15 日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成25年４月15日に、平成25年４月１日に施行される事業の区分「血圧計第二類（アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成６年４月13日に制定した事業の区分「血圧計第二類（アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業）」についての細目を平成25年４月14日限り廃止するので公示する。

平成 25 年４月 15 日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。